

組合管理運営 Q & A

日頃組合事務局において事務処理を行っていく中で組合の運営や管理について様々疑問がでてくると思います。ここでは中央会によく寄せられるご質問について代表的なものを紹介いたしますのでご参考にしてください。

【加入・脱退】

①脱退手続きはどうすればいいの？

組合を脱退しようとする者は組合の年度末の90日前（定款で1年と定めた場合は1年前）までに組合に脱退予告書を提出し、脱退の意思表示をしなければなりません。

②脱退予告書をだしたらすぐ脱退できるの？

すぐには脱退できません。定款で定める脱退予告期間（90日前あるいは1年前）までに脱退予告書を提出した組合員は、その年度末をもって脱退することとなります。

③もう脱退するのだから賦課金は払わなくもいいよね？

脱退予告者は年度末までは、組合員ですので他の組合員同様組合員としての一切の権利を有し、かつ義務を負うこととなります。すなわち組合員の義務として賦課金は納めなければなりません。

④脱退予告書がでたからもう組合の共同事業は利用させないよ。

脱退予告書がでてでも年度末までは組合員ですので、組合員の権利として総会等各種会合の通知はもちろん共同事業についても他の組合員と同様に利用させなければなりません。

脱退については、組合員の一方的意思表示によって効果を生じ、組合の承諾を必要としません。従って組合員はいつでもどのような理由でも自由に脱退することができます。ただし、脱退の時期については組合法により事業年度の終わりでなければ脱退できないとしています。脱退予告者の組合員としての義務と権利については、上記の例であげているように、年度末までは組合員ですので、他の組合員と差別的な取り扱いをすることができません。

【役員】

①理事会を欠席したんだけどそのときの理事会で決まったことにも責任があるの？

理事会に欠席した者は、決定事項については賛成したものとみなされませんので責任は

ありません。ただし、理事は組合の業務について監視の義務があり理事会が開催されたこと、決定事項について知っていながら決定から執行までの段階でこれ阻止すべき何らかの措置をとらなかった場合は理事としての一般的任務の懈怠の責任はまぬがれません。

②総会において理事を選挙する際、代表理事を特定して選挙することができるか？

代表理事の選任は理事会の専決事項となっており、これを直接総会で選挙することはできません。

③理事・監事は組合員以外から選出できますか？

定款で員外理事の規定を設けておけば組合員以外からも役員を選出することができます。

④役員が辞任した時はすぐ補充しなければならないのか？

理事・監事のうちその定数（下限）の3分の1を超える者が欠けたときは3ヶ月以内に補充しなければなりません。例えば理事が25人以上30人以内の場合、下限の25人の3分の1以上、すなわち9人が欠け16人になった場合に補充選挙が必要です。

【届け出・登記】

①決算関係書類は何を提出すればよいのでしょうか？

組合は、毎年総会終了後2週間以内に決算関係書類（事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案又は損失処理案・総会議事録）を所管行政庁へ届け出なければなりません。

②役員変更届出書は何を提出すればよいのでしょうか？

役員改選等役員に変更があった場合は所管行政庁に2週間以内に役員変更届出書（役員変更理由書・役員名簿・理事会議事録）を届け出なければなりません。

③定款を変更する場合の手続きについて教えてください

定款を変更する場合は総会の議決が必要であり、議決の方法も総組合員数の半数以上の出席を得てその議決権の3分の2以上の賛成をえなければなりませんし、所管行政庁の認可を受けなければなりません。

【会計・経理・税法】

①協同組合に税法上のメリットがありますか？

協同組合の場合会社に対する場合と違って税制上の優遇措置があります。以下に事業協同組合の場合の特別税制の内容をご紹介します。

ア 法人税の軽減

イ 加入金の益金不算入

ウ 事業利用分量配当の損金算入

エ 賦課金の仮受金経理

オ 登録免許税

組合の設立、代表理事の変更その他登記を非課税

カ 印紙税

出資証券：非課税

定款：非課税

受取書：組合員に発行するもの及び組合員が組合に発行する受取書並びに営業に
関しない受取書：非課税

キ 不動産取得税

病院及び診療所用不動産：非課税

ク 固定資産税

病院及び診療所用不動産：非課税

事務所及び倉庫：非課税

【その他】

①出資証券は金融機関に担保あるいは質入れができるのでしょうか？

組合出資証券の質入れを禁止する法律規定はないので、質入れは可能であるが、出資証券自体は換金価値を有する有価証券ではないので、質権の対象たり得る価値はほとんどない。

②組合に借入金等対外的に債務があっても組合員の責任の限度は出資金限度となるのでしょうか？ また総会で出資金以上の金額を各組合員が負担する旨の決議をした場合はその決議に従わなければならないのでしょうか？

組合員が負うべき責任はその出資額を限度とし、総会その他の議決をもってしてもこれを超える責任を負わせることはできません。

③脱退者の持ち分払い戻しについて出資額を限度とする組合は加入金をとれないとなっているがどうしてなのですか？

加入金は持分調整金としての意味があり、組合の資産内容がよく出資1口あたりの持ち分額が出資1口金額を超えている場合には、その超過した部分にあたる金額を新規加入者から徴収しようとするものであり、新旧組合員の持分についての公平を維持するためのものです。従って脱退者の持分払戻しが出資額を限度として行われる組合においてはこのような持分調整の必要がないので加入金をとることができないものとされています。

④除名の要件にはどのようなものがあるのでしょうか？

除名の要件は次のような事項が考えられます。

(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

⑤員外利用の考え方について教えてください

組合員以外に組合の共同事業を利用させる場合は、組合員以外の者の事業の利用分量の総額がその事業年度における組合員の利用分量の総額の20%を超えてできません。この20%については全ての事業を通算して計算するのではなく、それぞれの事業毎に計算し、それぞれに員外利用が20%を超えないようにしなければなりません。

⑥組合員が4人を割った場合組合を解散しなければならのですか？

組合員4人というのは設立要件であり、設立後4人を割っても組合の解散自由には該当しません。

⑦組合は特定の政党のために利用してはならないとあるが政治活動を一切できないのでしょうか？

これは政治的中立の原則を示すものであり、組合の内部の少数者あるいは外部勢力によって組合が政治目的のための悪用されるのを防止する趣旨であり、総会等で特定候補者の支持を議決し、その者への投票を組合員に強制することを禁じているものです。したがって組合の健全な発展を図るため国会への建議陳情まで禁止するものではありません。

⑧組合への出資には限度額があるのですか

組合への出資1口の金額、最低出資金等については法律で規定がありませんので1口の金額を1000円にしても10万円にしてもかまいません。また株式会社や有限会社のように最低資本金の額もありませんので出資総額は何万円でもかまいません。ただし、1組合員が出資できる出資口数の限度は出資総口数の25%とされています。